

**放課後児童健全育成事業  
中央小学校区放課後児童クラブ（A）及び（B）運営業務委託  
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

本事業は、掛川市（以下「市」という。）が放課後児童健全育成事業の運営業務を委託することにより、市の求める機能や諸条件等を的確に運営に反映し、円滑に業務を遂行させるとともに、利用者サービスの向上等、効率的かつ適正な運営を実現することを目的とする。

本実施要領は、本業務を受託する事業者を選定するにあたり、価格のみではなく業務実績、専門性などを勘案し、総合的に判断して最適な事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、参加要件、選定手続きその他必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

放課後児童健全育成事業 中央小学校区放課後児童クラブ（A）及び（B）運営業務委託

(2) 業務内容

別紙「放課後児童健全育成事業 中央小学校区放課後児童クラブ（A）及び（B）運営業務委託仕様書」のとおり。ただし、契約時における仕様書は、各事業者からの提案内容等を追加するなどし、仕様を変更することがある。

(3) 委託期間

契約日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

なお、プロポーザルにより選考された受託者が決定してから令和7年3月31日までの期間を開設準備期間とし、準備に要する費用は受託者が負担するものとする。

3 提案上限額

本業務に係る提案上限額は17,000千円とする。

なお、提案上限額を超えている場合は無効とする。

※見積の上限額であり、契約予定額を示すものではない。

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで、有資格者としては取り扱わないこととする。

(1) 社会福祉法人、NPO法人又は放課後児童健全育成事業を受託できる民間事業者等、本事業を円滑に運営できる事業者であること。

(2) 本事業を遂行するにあたり、専門的な知識及び、技術、体制を十分に有すること。

(3) 直近の1年間において、市税（掛川市に対して納税義務があるもの）、法人税、消費税及び地

方消費税を滞納していないこと。

- (4) 過去5年間（平成31年4月1日～令和6年3月31日）において、元請として地方公共団体が発注した放課後児童健全育成事業に係る受託実績があること。
- (5) 令和6年度掛川市一般競争（指名競争）入札参加資格事業者であり、掛川市の指名停止基準に基づく指名停止処分を受けていない者であること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 現在、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第255号）第21条の規定による更正手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 5 実施方法

### (1) スケジュール(予定)

項目	日程
① 公募開始、実施要領等の公表 (市のホームページに掲載)	令和6年12月18日(水)
② 質問書の提出期限	令和6年12月24日(火) 午後5時まで
③ 質問回答日	令和6年12月26日(木) 午後5時までに回答
④ プロポーザル参加申込書の提出期限	令和7年1月9日(木) 午後5時まで
⑤ 企画提案書等の提出期限	令和7年1月14日(火) 午後5時まで
⑥ 審査会	令和7年1月21日(火) 午後1時30分から
⑦ 審査結果の通知	令和7年1月23日(木)
⑧ 契約締結	令和7年1月予定
⑨ 運営開始に向けての準備調整・準備・ 事務引継	令和7年3月31日(月) まで

### (2) 実施要領等の公表

令和6年12月18日(水) から市ホームページに掲載する。配布や郵送は行わない。

### (3) 質問書の提出

ア 提出方法 質問書(様式第2号)に記入し、電子メールにて提出すること。

※電話等口頭による個別の対応は一切行わない。

※電子メール送信後に電話で到着確認をすること。(0537-21-1157学童保育係)

イ 提出期限 令和6年12月24日(火) 午後5時まで

ウ 提出先 掛川市教育委員会 教育政策課 学童保育係

電子メール: gaku-somu@city.kakegawa.shizuoka.jp

### (4) 質問への回答

提出された質問事項及び回答内容をすべて取りまとめ、令和6年12月26日(木) 午後5時までに、市ホームページへ質問及び回答を掲載する。

### (5) プロポーザル参加申込書の提出

本プロポーザルに参加しようとするものは、以下により参加申込書等を提出するものとする。

ア 提出期限 令和7年1月9日(木) 午後5時まで

イ 提出先 掛川市教育委員会 教育政策課 学童保育係

電子メール：gaku-somu@city.kakegawa.shizuoka.jp

ウ 提出方法 電子メールにて提出すること。

※電子メール送信後に電話で到着確認をすること。(0537-21-1157学童保育係)

エ 提出書類

(ア) 参加申込書(様式第1号)

(イ) 法人概要書(様式第3号)

(ウ) 放課後児童健全育成事業等実績書(様式第4号)

(6) 企画提案書等の提出

ア 提出方法 提出書類を郵送又は持参にて提出すること。

イ 提出期限 令和7年1月14日(火)午後5時まで

ウ 提出書類 企画提案書 9部(正本1部 副本8部)

見積書 1部

※提出後の書類の追加及び修正(差し替え)は一切認めない。

エ 提出先 〒436-8650 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1

掛川市教育委員会 教育政策課 学童保育係

オ 提出書類作成要領

提出書類	記載内容・留意事項等	様式
企画提案書	<ul style="list-style-type: none"><li>・企画提案書の提出は1提案者1件とする。</li><li>・企画提案書には表紙をつけること。</li><li>・提出書類はA4サイズを基本とするが、必要に応じてA3サイズのページを含むことを可能とする。</li><li>・表紙を含め20ページ以内とし、両面印刷の上、ページ番号を記入すること。また、A3サイズのページはA4サイズ2ページと見なす。</li></ul>	任意様式
見積書	<ul style="list-style-type: none"><li>・提案額を記載し、積算内訳書を添付すること。</li></ul>	任意様式

(7) 審査会の開催

ア 開催日時 令和7年1月21日(火)午後1時30分より

※集合時間等は事業者ごとに別途通知

イ 開催場所 掛川市役所南館(掛川市教育委員会)2階会議室

ウ 実施方法 企画提案書に関するプレゼンテーション方式とする。実施方法については、以下のとおり。

(ア) 時間は1提案者あたり30分程度(プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度)とする。

(イ) 本プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとする。企画提案書にない追加提案や追加資料の配布は禁止とするが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用のパネル等の使用は可能とする。

(ウ) プレゼンテーション会場への参加者の数については3名以内とする。

(エ) パワーポイント等を使用する場合は、大型ディスプレイ(50インチ)、HDMIケーブル、延長コードは市が用意する。パソコン及びその他必要な関連機器は提案者が用意すること。

(オ) プレゼンテーションの順番は、本市が提案書を受理した順で実施する。

## (8) 評価方法及び評価基準

### ア 評価方法

(ア) 提出された企画提案書等の内容を基に、中央小学校区放課後児童クラブ（A）及び（B）運営業務委託公募型プロポーザル審査会（以下、「審査会」という。）において、各審査員が審査項目を個別に評価採点し、その点数を合計する方法により、提案者の得点を算出する。評価点が最も高い提案者を受託候補者とする。

(イ) 受託候補者は全審査員が50点以上の評価をしていることを条件とする。

(ウ) 最高得点者が2者以上となった場合、審査会の協議により受託候補者を決定する。

(エ) 候補者が1者のみでも、審査会の実施を経て、受託候補者の選定を行うものとする。

### イ 評価基準

審査項目		審査基準	配点
企業評価	1 事業所概要・財務状況・実績	・事業所概要から受託能力は十分か。 ・法人の財産基盤の安定性は十分か。 ・実績があり、事業を継続できる事業者か。	20点
企画提案評価	2 運営方針・育成支援の基本的な考え方	・事業の役割と業務内容を十分認識し、事業に対する熱意や意欲が感じられるか。	10点
	3 育成支援の内容	・児童の心身の健全な育成を支援する活動内容が十分期待できるか。 ・障がいのある児童や特に配慮の必要とする児童への対応は十分か。 ・児童にとって有益な内容か。	30点
	4 安全管理等	・日常の衛生管理は適切な内容か。 ・事故、怪我、災害等発生時の対応は十分な内容か。	10点
	5 保護者との連携	・保護者との信頼関係が築ける内容か。 ・学校、地域、関係機関と連携、協力が期待できるか。	10点
	6 支援員の体制、確保策	・支援員の配置、労働環境整備、確保策は適切か。 ・支援員の資質向上のための取組は適切か。	10点
コスト評価	7 提案価格	・限度額内であり、事業者の努力は認められるか。	10点
合計			100点

## (9) 審査結果の通知

提案者に対し、令和7年1月23日（木）に電子メールにより通知する。

審査結果に関する異議は、一切受け付けない。

## (10) 契約締結

審査会により受託候補者として選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結するための見積書を徴して契約を締結する。協議が不調の時は、審査会により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。契約締結日は、令和7年1月を予定しており、契約保証金については免除するものとする。

## 6 その他

### (1) 開示請求

契約を締結する提案者が提出した企画提案書等一式は、掛川市情報公開条例第2条第2項に規定する公文書として開示請求の対象となることがある。

### (2) 企画提案書の無効

参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

### (3) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

### (4) 著作権の取扱い

掛川市は提案者に対して、提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わない。

## 6 書類の提出先及び問合せ先

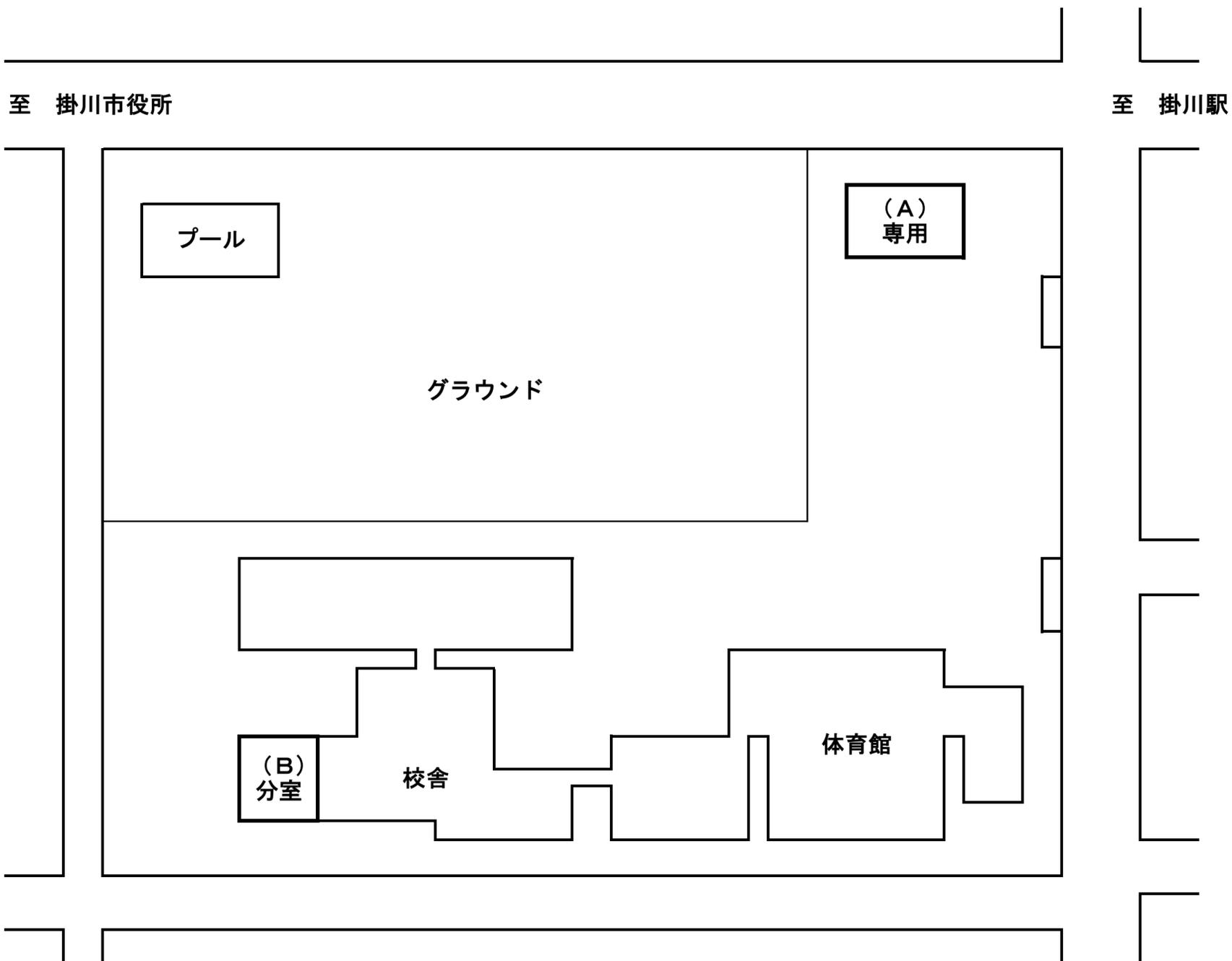
〒436-8650 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1

掛川市教育委員会 教育政策課 学童保育係

電話番号：0537-21-1157 FAX番号：0537-21-1172

電子メール：gaku-somu@city.kakegawa.shizuoka.jp

中央小学童保育所 A（専用）・B（分室）位置図



B（分室）



A（専用）

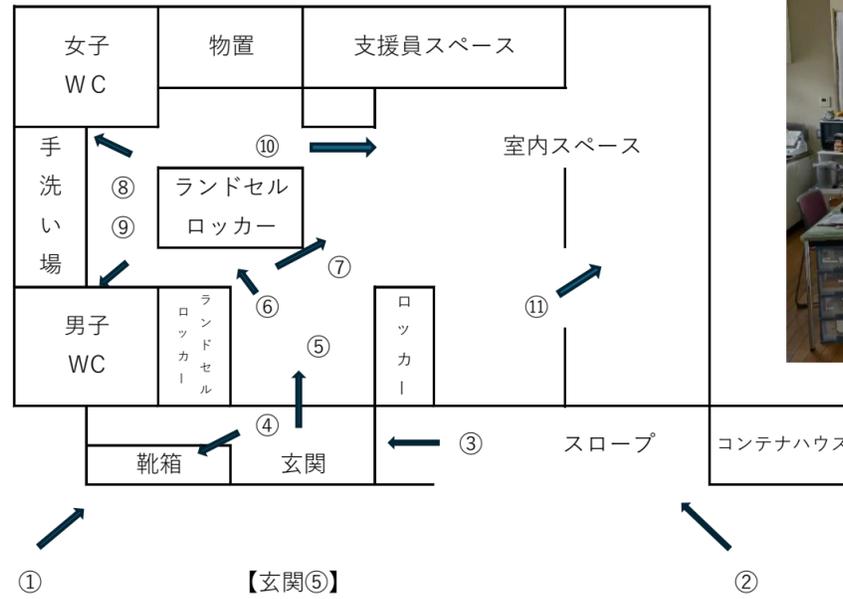


中央小学童保育所 A (専用)

【女子WC⑧】



【男子WC⑨】



【ランドセルロッカー⑥】



【玄関⑤】



【室内⑩】



【室内⑪】



【室内⑦】



【スロープ③】



【外観①】



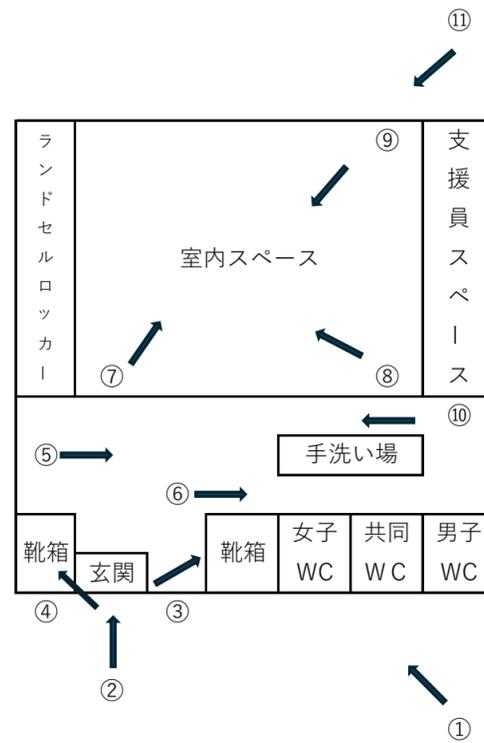
【靴箱④】



【外観②】



【室内⑦】



【室内⑨】



【外観⑪】



【廊下⑤】



【廊下⑩】



【室内⑧】



【廊下⑥】



【靴箱④】



【玄関②】



【靴箱③】



【外観①】

